

令和3年度 事務事業評価シート（1）

〔令和2年度事務事業〕

特別会計				事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	成年後見制度利用支援事業			事業番号	011-072	
担当部署名	健康福祉	局	長寿社会	部	長寿支援	課

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本計画 2025	施策との関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～		施策	(3) 市民の参加と協働による地域福祉の充実	
			有	取組の方向性	②権利擁護支援体制の強化				
		寄与するKPI	有・無	指標名	—				
	堺市SDGs 未来都市計画		無	現状値	—		目標値	—	
		施策との関連	有・無	ゴール	—		ターゲット	—	
			無	取組	—				
	寄与するKPI	有・無	指標名	—					
		無	現状値	—		目標値	—		
2	関連計画			第4次堺市地域福祉計画、第4次堺市障害者長期計画、第5期堺市障害福祉計画、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30（2018）～32（2020）年度）、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画					
3	事業開始年度			平成 15 年度		点検年度		令和 7 年度	
4	実施根拠 (根拠法令、条例等)			成年後見制度の利用の促進に関する法律、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律					

事業の概要

5	事業の実施主体（実施主体となる団体等）			堺市					
6	事業の対象（対象とする人や物、対象数）			【申立費用】市長申立てを必要とする者。 【成年後見報酬】本市に住所を有する、成年被後見人たる認知症高齢者で、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者。					
7	事業の目的（事業実施によりめざす状態）			高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるようにすること。					
8	事業内容（目的を達成するための手段）			【市長申立事務】 成年後見制度の適用を必要としているにもかかわらず、市長の他に申立てのできる親族等がない認知症高齢者等が後見、保佐又は補助を受けるために、市長申立を行っている。申立書類作成業務のうち、親族関係図等作成業務については大阪府行政書士会に委託している。また、申立に係る費用負担が困難な認知症高齢者等に対し、必要となる費用の全部又は一部を給付する。さらに、その申立費用を負担する（本人に求償する場合がある）。					
	※スケジュール、実施方法・手段、事業規模・回数など			【成年後見報酬】 後見人等が選任され、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、後見報酬の全部または一部を本人に給付する。					
	※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載								
9	主な支出先（委託・補助金・負担金等）			大阪府行政書士会					
10	公民連携・協働事業								

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位		実績		目標	目標	点検年度
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	
11	老人福祉法に基づく市長申立件数	件	目標値	-	-	-	-	
			実績値	40	43			
			達成率	-	-			
	当該指標を選定した理由		成年後見制度の適用を必要としている認知症高齢者等の権利擁護のため。					
目標値の設定根拠・算出方法		制度利用が必要な方について随時実施しているため、目標値を設定することは困難であるが、実績として、市長申立を行った件数を計上						
12	活動指標(成果を上げるための手段)	単位		実績		目標		
				令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	報酬給付件数	件	目標値	-	-	-		
			実績値	121	154			
			達成率	-	-			
当該指標を選定した理由		報酬の給付を実施することにより、成年後見制度の適切な利用を進めるため。						
目標値の設定根拠・算出方法		後見人等からの申請に対して随時実施しているため、目標値を設定することは困難であるが、実績として、報酬を給付した件数を計上						

令和3年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	成年後見制度利用支援事業	事業番号	011-072
-------	--------------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

(単位：千円)

	項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度
		決算	決算	予算	決算	予算
13 財 源 内 訳	事業費 (a)	15,014	27,294	29,947	34,526	32,389
	国支出金	5,780	10,508	11,529	13,292	12,469
	府支出金	2,890	5,254	5,764	6,646	6,234
	市債					
	その他 (被保険者保険料)	3,453	6,277	6,887	7,940	7,449
	受益者負担金(使用料、手数料等)					
	一般財源	2,891	5,255	5,767	6,648	6,237
14	人件費 (b)	2,460	2,430	2,460	2,460	2,460
15	年間経費(c)=(a)+(b)	17,474	29,724	32,407	36,986	34,849

事業費の内訳

(単位：千円)

	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		R2	決算				R2	決算		
16 事業費内訳	通信運搬費	R3	予算	202	40		R3	予算		
		R3	予算	343	67		R3	予算		
	手数料	R2	決算	1,019	196		R2	決算		
		R3	予算	1,201	232		R3	予算		
	成年後見市長申立戸籍等請求 業務委託料	R2	決算	1,930	372		R2	決算		
		R3	予算	2,768	533		R3	予算		
	市単独扶助費	R2	決算	31,375	6,040		R2	決算		
		R3	予算	28,077	5,405		R3	予算		
		R2	決算				R2	決算		
		R3	予算				R3	予算		

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

	区 分	単位	令和元年度	令和2年度
17	① 報酬給付件数	件	121	154
	② 上記①にかかる年間経費	千円	24,734	34,113
	③ 単位当たり経費 (②÷①×1,000円)	円/単位	204,413	221,513
備考 (算出についての説明等)		実際に支出した報酬額から算出		

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18	高齢者の権利擁護のため、市長の他に申立てのできる親族等がない人で、成年後見制度の適用を必要としているものが、同制度を適切に利用できるよう、各区保健福祉総合センター地域福祉課において申立てを行った。 市長申立件数：43件
	また、成年後見制度の適用を開始した者のうち、生活保護受給者等、後見報酬の支払いが困難であると認められる者に対し、後見報酬の全部または一部を本人に給付する成年後見制度利用支援事業を実施した。成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立及び国の成年後見制度利用促進基本計画の策定を受け、平成30年10月から給付対象者を見直したことにより、申請件数が増加傾向にある。 報酬給付件数：154件

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19	認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、国においても成年後見制度の利用促進を進めている。成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらずの申立てが困難である者について、老人福祉法等の規定に基づいて市長申立てを行い、成年後見制度利用支援事業の対象者を見直したことで、同制度の適用を必要とする者の利用が促進された。また、地域の支援機関や家庭裁判所との連携を図りながら取組を進めていくことで、権利擁護支援体制の強化に寄与し、認知症高齢者等の権利擁護が図られる。
----	--